

しごと もと みの は お た
仕事を求めど実らず、テントを張れば追い立てられる

せいかつ ほ ご さい き ちょ え ほつ
ここにいたらばやむをえず、生活保護によりて再起の緒を得んと欲す

うけつけめんせつ かくい ぎょうせいてつづ ふな きゅうみん こんせつていねい たいおう
受付面接の各位は、行政手続き不慣れな窮民に、懇切丁寧な対応を、

めんせつ けつ か そうだんしゃ りかい たす しょめん したた わた
面接の結果は、相談者の理解を助けるために、書面を認め渡すこと

しんせいまどぐち の じゆく く やくしよ し えんうんえい か 申請窓口は、野宿している区の区役所支援運営課

おおさかし ふくしじむしょ なまえ しえんうんえい か か
(大阪市では福祉事務所の名前が支援運営課と変わっています。)

へいせい ねん がつ じりつしえんなど かん とくべつ そちほう こうふ
2002 (平成14) 年8月に「ホームレスの自立支援等に関する特別措置法」が公布され、

ほんねん がつ くに きほんほうしん はっぴょう くに きほんほうしん ほそく
本年7月に国の基本方針が発表されました。国の基本方針を補足するために、1ページで

しょうかい こうせいろどうしやう つうち ちほうこうきやうだんたい かんけいぶ しょ だ
紹介した厚生労働省の通知も、地方公共団体の関係部署に出されています。

たんじゆん い いどころ も の じゆくせいかつしゃ そうだん き
それらをつづめて単純に言えば、居所を持たない野宿生活者が相談に来たら、よく

じじやう き と にゆうきよかのう
事情を聞き取って、入居可能なアパー

じやうほうていきやう ひつやう しききん
トなどの情報提供をし、必要な敷金な

しきやう せいかつ ほ ご てきやう
どを支給して、とりあえず生活保護適用

さいていげん と せいかつ ほしやう うえ しやう
で最低限度の生活を保障、その上で就

ろうしどう けいざいてきじりつ みちび
労指導をして経済的自立に導きなさい、

というものです。

ぐたいてき てつづ かんたん ず しめ
具体的な手続きを簡単に図に示すと、

みぎ さいいじやう びやう
右のようになります。65歳以上や病

き しょうがい いし しゅうろうふ
気・障害などがあって、医師が就労不

のう しんだんしょ か ばあい
能の診断書を書いてくれる場合は、ハロ

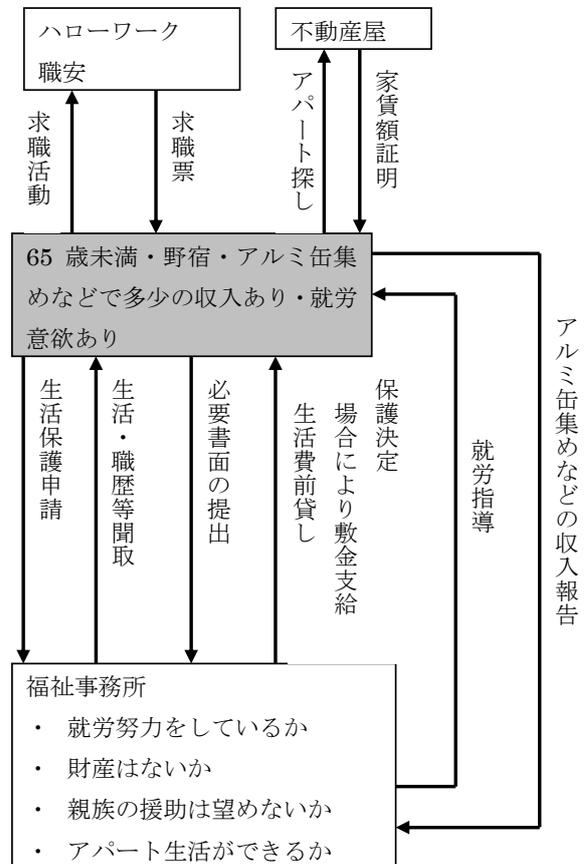
しよくさが はぶ
ーワークでの職探しを省くことができます

はたら からだ しよくあん かよ
す。働ける身体ではないので職安に通

しかた ほんにん
っても仕方がないということです。本人

おも
がそう思っているだけではダメです。

65歳未満の福祉相談概念図



生活保護生活入門

生活保護を受給して生活するようになって、自分の人生の主人公は自分であり、自分の力で生活を切り盛りしていかなければならないことには変わりありません。こんな分かり切ったことが、働かなくても一定の生活を維持できる収入が定期的に入るようになると、見失われます。

生活保護は一時的なもの、あるいは、収入の不足を補って貰う部分的なもの、という心構えで利用するようにしましょう。そして実際に、たとえわずかでも自分で稼ぐ努力を続けましょう。「人はパンのみで生きるにあらず」というではありませんか。

生活保護といえども、生活を切り盛りするのは自分

自己責任＝金銭管理・生活上のトラブルの解決・時間の使い方・働き方等々

1) 金銭管理は自己責任です。役所は二重払いはしてくれません。

敷金や日割り家賃・生活費などは現金で支給されます。自分で不動産屋や家主さんに支払わなくてはなりません。役所が入居手続きをしてくれるわけではありません。落としたり、取られたりしても、役所は補填してくれません。入居までの段階で失敗する人が多く出ると、窓口の規制がきつくなることが予想され、後に続く仲間が難儀します。十分気をつけましょう。一度入居すると、次に転居するときは、相応な理由がないと、役所から敷金を出して貰うことはできません。自分で貯金して溜めることになります。住む所は、先のことでも考えて決めましょう。

2) 入居したらなるべく早く住民票を移しましょう。

銀行で普通預金口座をこしらえると、保護費も振り込みにできます。家賃も自動引き落としや振り込みが多いと思いますので、預金口座は必要になります。タンス預金にしていると、つついお金を使いすぎる原因にもなります。

借金の整理が必要な人は、借金の整理に目鼻を付けてから住民票を移すようにしましょう。

3) 家賃は実費（4万2千円まで）、生計扶助費は8万円ですが、電気・水道・ガス・共益費などを支払わなくてはなりません。1日の生活費は2千円を目途に。

4) 収入認定についてよく理解しておきましょう。

生活保護を受けても、働く努力を続けることにはなりますが、収入は役所に報告しなければなりません。例えば、一日4時間時給700円の仕事を月に20日すれば、月5万6千円の収入となります。その上に生計扶助費8万円と家賃分をもらえば、17万円の月収となりますが、世の中そうは甘くありません。生活保護は最低限の生活を保証する制度ですので、基準額以上の収入は減額されることとなります。ただし、8千円は、努力を認めてくれ収入認定から除外されます（勤労控除）。見方によれば、働いても働かなくても8千円しか差が付かないということになりますが、金銭の多寡には代えられないものがあると思います。

1 勤労収入の場合

過去3ヶ月間の平均収入－勤労控除－実額控除(交通費・社会保険料など)＝収入認定額となります。

2 事業収入の場合

過去3ヶ月間の平均収入－実額控除(仕入れ代+原材料費)－勤労控除＝収入認定額となります。

3 年金収入の場合

月額年金額－実額控除(所得税+手続き代+介護保険料控除)＝収入認定額となります。

4 援助収入の場合

月額援助額＝収入認定額となります。

5) 医者にかかる場合は、自分を担当するケースワーカーに申し出て、医療券を貰い、医療機関に行きましょう。医療費は無料です。

6) 家賃の滞納→追い立て→野宿は、保護打ち切りの理由となります。注意しましょう。

7) 生活保護の中には、居宅保護の他に施設保護・入院があります。

収入認定の計算のしかた

せいかつ ほ ご かん いちもんいっとう 生活保護に関する一問一答

しつもん： じゅうみんひょう おおさか おおさか せいかつ ほ ご う
質問1：住民票が大阪にはない。大阪で生活保護を受けることができるでしょうか。

こたえ せいかつ ほ ご しんせいじ じゅうみんひょう かんけい こんきゅう
答：生活保護申請時に住民票がどこにあるかは、とりあえず関係ありません。困窮し
にんげん ふくし まどぐち き じじつ ゆうせん とくべつざいりゅうしかく
ている人間が福祉の窓口に来ているという事実が、優先されます。特別在留資格・
えいじゅうけん ざいにちちょうせん かんこくせき ひと しんせい
永住権のある在日朝鮮・韓国籍の人も申請できます。

しつもん： ふようしんぞく
質問2：「扶養親族」とは、どのようなことですか。

こたえ じんぼうだい じょうだい1こう ちよっけいけつぞくおよ ぎょうだい しまい たがい ふよう ぎ む
答：民法第877条第1項に「直系血族及び兄弟姉妹は、互に扶養をする義務があ
か むんぼうだい じょう ふうふ どうきよ たがい きょうりよく
る。」と書かれています。また、民法第752条には、「夫婦は同居し、互に協力
ふじよ か かくかぞくじだい こんにち
し扶助しなければならない。」と書かれています。しかし、「核家族時代」の今日、
もんごん じっこうせい うしな だれ し なが き
これらの文言の実効性が失われていることは、誰も知っていることです。長い期
かんおんしん ふつう やくしょ りちぎ と あ しよるい おく
間音信不通であればなおさらです。それでも役所は律儀に問い合わせの書類を送るこ
ともありますが、援助できない旨の返事が来れば、それより強く追求することは、
めった えんじよ むね へんじ く つよ ついきゅう
減多にありません。別居中の配偶者がある場合は、正式に離婚手続きするように求
ばあい おお ばあい ねん ねん おんしん ふつう なに い
められる場合もあります。多くの場合、10年も20年も音信不通であれば、何も言われ
ません。

しつもん： ざいさん はい
質問3：「財産」とは、どのようなものが入りますか。

こたえ ざいさん じぶんめいぎ とち たてもの じぶんめいぎ まんきばら
答：「財産」とは、自分名義の土地・建物や自分名義でかけられている満期払いのある
ほけんけいやく おや し いさんわ ざいさん うち
保険契約などです。親が死ねばいくらかの遺産分けがあるはず、というのは財産の内
はい おや し じっさい いさん はい しゅうにゅう ほうこく がく
に入りません。親が死んで実際に遺産が入ったときに、収入として報告します。額
おお ばあい じぶん う と ほごひ へんかん かいやく
が大きい場合は、それまで自分が受け取った保護費を返還することになります。解約
しゅうにゅう え ほけん かいやく せいかつひ あ
すればいくらかの収入が得られる保険は、解約して生活費に充てなければなりません。
じぶんめいぎ とち たてもの う ぞうよ しょぶん
自分名義の土地・建物は売るなり贈与するなりして処分しなければなりません。
そうきゅう ばあい ねんしょ い
早急にできない場合は、念書を入れることになります。

しつもん： きゅうしよくひょう いく お
質問4：「求職票」のスタンプは幾つくらい押せばいいのでしょうか。

こたえ きほんてき しごと さが ところ しごと さが い こうい けつ か
答：基本的には、ハローワークは仕事を探す所です。仕事を探しに行く行為が、結果と
かず はんえい い ふくし じ むしょ うけめんたんとうしゃ
してスタンプの数に反映されると言うことです。福祉事務所の受面担当者が、「ああ

確かに努力してるな」と得心する内容が伴っていることが重要です。職業相談員に電話して貰ったけどダメだったとか、面接にいったが断られたとか、ともかく、臨時一時的な1時間2時間の仕事でも食いついてみる姿勢が重要です。実際に食いついて、あとは生活保護を貰いながら、もっと安定した仕事を探すという考え方に、今のところ集中しましょう（一応の目安は5回の相談です）。アルミ缶を集めて売ったり、雑誌を路上に並べて売るといっても立派な就労努力、収入を得る行為です。月間収入の見込みを、受面担当者に伝え、生活保護の基準額との差額をみてもらいましょう。

質問5：身体の調子が良くなく、職安に通っても無駄だと思うが。

答：医療センターなどに通院している場合は、福祉事務所から病状照会をして貰いましょう。「就労不能」に○が付いていれば、就労努力は問われないので、無条件で生活保護にかかることができます。「軽作業可」あるいは「中労働可」であれば、やはりハローワークで「求職票」をつくってスタンプを押す必要があります。

質問6：敷金など大金を持ち歩くのは不安なので、役所から振り込んでもらえないか。

答：敷金や家賃は「要保護者」に支給し、要保護者自身が不動産屋や家主に支払うことになっています。方法としては、不動産屋や家主と相談して、区役所まで出向いてもらい、区役所でお金の受け渡しと契約をしてもらうようにしてはどうでしょうか。本当は、役所が居所（契約）確認の方法として、役所での金の受け渡しと契約、その場での契約書の提示を敷金支給の条件としてくれれば助かるのですが。

質問7：住民票はいつ移動したらいいのでしょうか。

答：借金の清算を抱えている人以外は、なるべく早く新しい住所に移動すべきです。まず就職活動がしやすくなりますし、選挙の投票にも行けるようになります。介護保険加入の問題もあります。また、あと数年かけたら年金の受給資格が生まれるという人もいることでしょう。就職をめざすのですから、その間は国民年金に加入し、年金保険料の減免申請をしておくことが肝要です。そのためには、住民票の設定が必要です。

しつもん せいかつ ほ ご しんせい みと
質問8：生活保護を申請して認められるまでどうしたらいいのですか。

こたえ せいかつ ほ ご しんせい けつてい つうじょう 2しゅうかん いない かん やくしょ
答：生活保護の申請から決定まで、通常は2週間以内とされています。その間は、役所
れんらく と じょうたい ひつよう にしなりくはぎの ちゃや ちょうめ せいかつ
と連絡が取れやすい状態にあることが必要です。西成区萩之茶屋1丁目に「生活ケ
アセンター」というものがあります。申請結果が出るまで、そこで待機するように勧め
られます。利用することを勧めます。生活ケアセンターが一杯の場合、野宿のま
ま待つこととなります。申請後、できるだけ1日に一度は区役所の窓口で連絡がある
かないかを聞くようにしましょう。

しつもん せいかつ ほ ごしんせい きゃつか みと
質問9：生活保護申請が却下、認められなかったらどうしたらいいのですか。

こたえ ぎょうせい きかん けつてい ぶんしょ つた ほ ごしんせい きゃつか
答：行政機関の決定は、文書によって伝えられることになっています。保護申請却下
きゃつか りゆう か ぶんしょ ぜったい もら な くだ
と却下理由が書かれています。その文書は絶対に貰って無くさないようにして下さい。
そして、ご足労をおかけしますが、釜ヶ崎支援機構の事務所まで持ってきて下さ
い。却下理由を一緒に検討し、却下理由に得心がいかなければ、不服申し立てをし
ましょう。

ふふくもう た けつろん て じかん てんと かりごや まえ
不服申し立ての結論が出るまでは時間がかかります。テント・仮小屋の前に、「こ
のおおさかし せいかつ ほ ご しんせい きゃつか ろじょうせいかつ けいぞく よぎ
のテントは、大阪市から生活保護の申請を却下され、路上生活の継続を余儀なくさ
れているものの住居です。撤去勧告等の貼紙はご遠慮下さい」と、大きく書いた貼
がみ
紙をしておきましょう。

まだテント・仮小屋を持たない人は、生活保護申請却下を機会に、野宿の長期
か かくご てんと かりごや せっち どりよく
化を覚悟し、テント・仮小屋を設置する努力をしましょう。

じりき じとう もと あた
自力自闘！ 求めよ！ さらば与えられん

かほう ねま
果報は寝て待て、ではラチあかぬ

せいかつ ほ ごしんせい こじん まどぐち でか い こ
生活保護申請は、個人が窓口に出掛けて行っておこなうものです。個
こべつ じじょう きと はんたん じ て
々別の事情を聞き取って、判断することになっています。次ページからの手
じゆん よ じゆんび ととの まどぐち い しんせい くだ
順をよく読んで、準備を整えて窓口に行って申請して下さい。

手順 1 = 就労努力を形に！

ハローワークで「求職受付票」を作ろう！ 相談に行く度にスタンプを！

仕事に就きたいという意欲を、人に伝えるためには、職安（ハローワーク）で求職をすることが簡便です。求職受付票をこしらえ、通う度にスタンプを押して貰いましょう。それで職にあたられば結果オーライですし、あたらなくても生活保護申請には役立ちます。求職申込み方法は、下記の要領です。住所・連絡先がないと求職を受付てもらえないことになっています。野宿していることを伝えて相談してみてください。住居を確保して相談に来て欲しいと言われることもあります。求職票はこしらえてもらえますし、相談にもものってもらえます。どうしても、連絡先をという場合は、釜ヶ崎支援機構事務所を連絡先にして申込みをしてください。他に適当な連絡先がある場合は、勿論、その連絡先でいいわけですが。

求職申込方法（職安のホームページより）

ご本人が直接ハローワークに来所して下さい。ハローワークにある『求職票』に名前、住所、年齢、資格・免許、どんな仕事か等を記入して受付へ提出して下さい。『求職票』には「一般用」と「パート用」があります。

求職申込を受理しましたら「求職受付票」をお渡しします。職業相談やご希望の求人の紹介の際に使用しますので、ハローワークにお越しの際は「求職受付票」をお持ちください。

面接を希望される求人がありましたら、受付へお申し出ください。ご相談のうえ会社に連絡を取り「紹介状」をお渡しします。

大阪東公共職業安定所 大阪府中央区農人橋 2-1-36 ピップビル 1F～3F

梅田公共職業安定所 大阪府北区西天満 6-3-16 梅田ステートビル内

大阪西公共職業安定所 大阪府港区南市岡 1-2-34 06-6582-5271

難波(出) 大阪府中央区難波 4-4-4 難波御堂筋センタービル 7階

大阪港労働公共職業安定所 大阪府港区築港 1-12-18

阿倍野公共職業安定所 大阪府阿倍野区文の里 1-4-2

てじゆん せいかつ ほ ごしんせい き そじこう きにゆう 手順 2 = 生活保護申請基礎事項の記入

- 1) 名前 = 通称はダメ、本名を。ただし、朝鮮籍や韓国籍の人で通名を使っている場合は記入してください。
- 2) 生年月日 = 戸籍上の生年月日。占いでこの日がいいからとか本当はこの日に生れたと聞いている、という自分が勝手に使っている生年月日は記入しないでください。
- 3) 現住所 = 現在の主な寝場所を書いてください。区役所からの連絡が届く連絡先も、書き添えて下さい。なければ、毎日、顔を出すことを約束する。
- 4) 生まれた所 = 戦前生まれの人では、いわゆる「外地」生まれの人もあるでしょう。
- 5) 本籍地 = 戸籍のある所です。結婚して新戸籍（独立戸籍）をつくった人は、戸籍の筆頭者は通常「夫」の名前です。独立戸籍を創ってない人の戸籍の筆頭者は、既に亡くなっても、通常はお父さんの名前です。養子の場合は養子に行った先です。
何年も親兄弟と音信がなく、失踪宣告をされて戸籍上は死亡したことになると思われる場合は、その旨記入しておいてください。除籍簿を取り寄せ、大阪家庭裁判所を通じて取り消し手続きをすることで、復活することができます。戸籍上死亡していても、生活保護申請はできます。生活保護の手続きと平行して戸籍の復活手続きをしましょう。手続きは2～3ヶ月かかります。
- 6) 住民票のあるところ = 住民票は長く置きっぱなしにしておく、役所で職権消滅され、住民票がない状態となることがあります。また、記憶が薄れて、住民票の最後の設定地の住所が思い出せないこともあります。住民票の所在がはっきりしない場合は、戸籍の附票を取り寄せて、確認し、新たに設定することができます。住民票が大阪市内になくても、あるいは所在が不明でも、生活保護申請をすることができます。生活保護の手続きと平行して、住民票の転入手続きをしましょう。ただし、借金がある場合は、その整理に目鼻を付けてから住民票を移した方がいいでしょう。
- 7) 生家の職業 = 実父母の名前と職業。養子に行った場合は、養い親の名前と職業も書いてください。養子に行った時の年齢も。

- 8) 学校関係＝卒業・中途退学、含めて記入してください。学校がある市の名前を頭につけて、何々市の何々小学校のように記入してください。尋常小学校・国民学校などはその名称で記入してください。何年まで行ったかも記入してください。
- 9) 職業＝最初に就いた仕事から順番に書いてください。何歳頃から何歳頃まで、何々市の〇〇会社で「何を」していた。常用（正社員）・臨時・日雇いで、というように。年金の手続きができるかどうかの判断にも使えますから、思い出す限りすべて、欄外も使って書いてください。
- 10) 年金関係＝国民年金を掛けていた市区町村名と年数。厚生年金を掛けていた企業名と年数等を書いてください。現在すでに年金（障害年金なども含む）を受給しておられる方は、一ヶ月換算で金額を記入してください。月12万円以内であれば、生活保護申請できます。相談してみてください。年金担保でお金を借りている場合は、借りている金融機関の名前、返済予定などを記入してください。この場合は事前相談を。
- 11) 結婚について＝入籍した、あるいは、しなかったに関わらず記入してください。入籍しなかった場合は「入籍せず」と書いてください。複数回結婚してる人は、複数回について記入してください。
- 12) 肉親との音信＝親兄弟・配偶者・子どもなど肉親と音信があるかどうかを記入してください。音信が途絶えているときは、その年数を書いてください。また、肉親の援助が見込めない理由についても記入してください。たとえば、両親は年老いて余力がない、あるいは子どもは自分の生活で精一杯など。
- 13) 病気について＝現在の持病につながる入院、あるいはここ10年以内の入院・通院について記入してください。救急車による入院はそのことも記入してください。就職・就労に支障をきたす持病・症状については、その旨付け加えてください。
- 14) 事故・労災関係＝身体障害・欠損に結びついている事故について記入してください。また、手続き継続中の労災や労災年金についても、あれば記入してください。
- 15) 保護（施設・居宅）歴＝これまでに自強館などの保護施設に入所したことや居宅保護を受けたことがあれば記入してください。複数回あれば、すべて記入してください。

16) 困窮にいたった理由=現在の野宿に至った経緯を簡単に記入してください。

例1) 何歳まで建設現場で働いていたが、仕事の減少で仕事に就くことができなくなり野宿に至った。センターにも仕事を探しに行くが思うように就労できず、缶集めなどで月平均2万円程度の収入があるが、食にも事欠く状況である。貯金通帳はない。

例2) リストラにあい、雇用保険を受給しながら求職活動をしたが就職に至らなかった。家賃滞納が重なり、住居を失い野宿に至った。現在もハローワークに通っているが、住居がないことなどが障害となり、就職活動も思うにまかせない状況である。缶集めなど努力しても、月1万5千円の収入にしかない。通帳残額は2万円のみである。

例3) 借金に追われ、自分だけが家を出て野宿している。再起を図りたいが切っ掛けがつかない。居所を確保し、職について生活を立て直したい。通帳なし。

以上を参考に、自分の事情にあわせて記入してください。

(大事な個人情報です。これだけの情報があれば、他人がなりすますことも可能です。台帳は無くさないでください。「なりすまされる」のを防ぎ、本人確認のため、できる限り写真を貼りましょう。釜ヶ崎支援機構に相談してください。無料で写真を準備します。)

「生活保護申請にあたっての基礎事項」記入用紙は、この冊子に挟み込んであります。記入の仕方をよく読んで、各自で書き込んで下さい。裏に年表がありますから、何歳頃はどこで何をしていた、と、思い出せる事から書き込んでいけば、段々と思いつくことができるようになります。

生活保護申請に行くと、受付面接の職員と差し向かえで、この作業をやることになります。1時間以上かかることとなります。あらかじめ、この事項を記入していき、見ながら確認するだけになりますから、随分時間が短縮されます。

受付の職員も手間が省けて助かりますが、申請に行く方も予め聞かれることを整理していくのですから気が楽でしょう。

段取りが良ければ、その日の内に生保申請書を提出できるでしょう。

手順3 = 住むアパート・マンションを決める

施設入所や入院ではなく、居宅での生活保護を申請するのですから、住むべきところの目当てがなければ、申請することはできません。役所の方で住む所を斡旋することは、今のところ困難なようですから、自分で探す必要があります。

探す条件は、敷金は不動産屋の手数料等いっさい込みで29万4千円が限度。家賃は4万2千円以内。共益費・電気・水道代は自己負担となる。その条件に合う物件を探して、「敷金の見積書」「日割り家賃の請求書」「家賃額証明書」を準備しておこう。不動産屋であれば、重要事項説明書を書いてくれます。決める場合、以下のことに注意。

1 共益費が5000円以上超える高額な場合

共益費は自己負担（生活扶助から支出）ですので、これが高額になると、アパートに住んで以降の生活が厳しくなります。

2 家賃が入居後1年ないし2年以降5%の割合で増額する物件

住宅扶助は増額されることは望めません。契約更新ごとに5%の家賃値上げは、それだけ、生活扶助で支給される金額にダメージを生じます。

3 かし物件斡旋

斡旋した部屋で以前に自殺者が出た等、物件がいわゆる因縁付きのものに関して、重要事項説明書には記載がありません。入居後に知って気になるタイプの方は、一度、聞いてみることを。

条件さえあえば、どこの不動産屋で話をしてもいいのですが、飛び込みで話をするのが苦手です。今回のような生保申請に伴う入居手続きに慣れた不動産屋さんを紹介して欲しいという向きは、下記の不動産屋が頼りになるかも知れません。

家福 大阪市福島区福島7-5-1 TEL

エーデル不動産 大阪市西成区松1-4-29 TEL

(株)ハラダ 大阪市西成区岸里3-4-5 TEL

錦興産 大阪市西成区梅南3-1-30 TEL

双葉商事 大阪市西成区鶴見橋3-10-1 TEL

(株)フラップ 大阪市西成区花園南1-3-11 TEL

手順4 = 支援運営課（旧・福祉事務所）へ行く

区役所の中の保健福祉センター支援運営課受付で、生活保護の相談に来たことを伝える

出掛ける前に、次のものが揃っているか、確認しよう。①求職票（スタンプ5つ以

上のもの）②記入済みの「生活保護申請にあたっての基礎事項」③賃貸物件重要

事項説明書④ハンコ（印鑑）⑤布団・家具什器費の見積⑥その他（年金証書・預

金通帳—たとえ残額ゼロでも、最近の残高が記入されていること・医師の診断書など）

役所という所は、まず待たせる所だと覚悟を決めておこう。受付で名前をつけ、生活

保護の申請に来たと相談内容をいうと、しばらく待つようにいわれる。次に名前が呼ばれ、

別の部屋に案内されることになる。そこで相手をしてくれるのは、受け付け面接専門の

職員だ。お役所では「受面担当」と略していう。

受面担当者に、準備しておいた「生活保護申請にあたっての基礎事項」やスタンプを

おしてある「求職受付票」、賃貸物件重要事項説明書、持っていれば最近の残高記

帳済みの預金通帳・年金証書などを出して確認して貰う。

受面担当者は質問することが仕事なので、色々聞かれるが、冷静に答えよう。質問の意

味がよく判らなければ、判りやすいように質問し直して貰おう。質問の意味がよく判らな

いの中途半端に答えると、誤解が生じることになるから。

野宿生活者に敷金支給して生活保護をかけるという方法は、極めて新しい方法だか

ら、受面担当者の中には、よく理解できていないものもある。賃貸物件重要事項説明書

ではなく、従来どおりの賃貸契約書を持ってこない書類が整っていないと考えて、

生保申請を受理できないと思いこみ、出直すようにいう。これは全く誤解なので、この

小冊子を見せて、よく理解して貰った上で、生保申請を済ませよう。あくまでも冷静に。

役所では、次の5枚の書類を書くことになります。

①生活保護開始（変更）申請書 ②扶養義務者の申告書 ③資産申告書 ④同意書

⑤収入申告書 これらの書類のひな形を次ページ以降に掲載しています。予め記入

しておいた方がいいでしょう。

野宿場所が萩之茶屋（センター周辺・シェルターなど）や山王・太子だと

市更相扱いになります。西成公園で一晩過ごして西成区役所に行きましょう。

受理年月日 . . .

生活保護開始(変更)申請書

ケース番号 -

住 所		区 丁目 番 号					国 籍
		(電話 -)					日本・外国 ()
番号	フリガナ 氏 名	続柄	性別	生 年 月 日	職 業	健康状態	備 考
1		世帯主	男・女	明治 大正 昭和 平成	・	・	
2			男・女	明治 大正 昭和 平成	・	・	
3			男・女	明治 大正 昭和 平成	・	・	
4			男・女	明治 大正 昭和 平成	・	・	
5			男・女	明治 大正 昭和 平成	・	・	
6			男・女	明治 大正 昭和 平成	・	・	
7			男・女	明治 大正 昭和 平成	・	・	
8			男・女	明治 大正 昭和 平成	・	・	
9			男・女	明治 大正 昭和 平成	・	・	
10			男・女	明治 大正 昭和 平成	・	・	
保護を受けたい理由							
上記のとおり、生活保護法による保護を申請します。							
(申請先)		平成 年 月 日					
大阪市		区保健福祉センター所長					
		住所					
		申請者 氏名					
		続柄			印		

別 添 書 類 資産申告書 収入申告書 調査の同意書

扶 養 義 務 者 の 申 告 書

受理年月日

親・子・兄弟姉妹（おや・こ・きょうだいしまい）

① 申告者との続柄		家族構成		仕送りなどの援助		
住所	TEL ()			仕送り 月額	円	その他
氏名	(歳)	職業		してもらえない 理由		
② 申告者との続柄		家族構成		仕送りなどの援助		
住所	TEL ()			仕送り 月額	円	その他
氏名	(歳)	職業		してもらえない 理由		
③ 申告者との続柄		家族構成		仕送りなどの援助		
住所	TEL ()			仕送り 月額	円	その他
氏名	(歳)	職業		してもらえない 理由		
④ 申告者との続柄		家族構成		仕送りなどの援助		
住所	TEL ()			仕送り 月額	円	その他
氏名	(歳)	職業		してもらえない 理由		
⑤ 申告者との続柄		家族構成		仕送りなどの援助		
住所	TEL ()			仕送り 月額	円	その他
氏名	(歳)	職業		してもらえない 理由		

上記のとおり相違ありません。

平成 年 月 日

大阪市 区保健福祉センター所長

住所 大阪市 区 丁目 番号

申告者：

氏名 _____ 印

月 日までに
提出してください。

収入申告書

受理年月日 . . .

(提出先)
大阪市 区保健福祉センター所長
大阪市立更生相談所 所長
世帯主 住所 大阪市 区 丁目 番 号
氏名

平成 年 月 日

Ⓜ

次のとおり私の世帯の収入を申告します。

記

1 働いて得た収入

氏名	仕事の 内容	勤め先の住所 氏名(会社名)	区 分	前3か月分の収入			次回見込額 月分
				月分	月分	月分	
		住所	働いた日数	日	日	日	日
		氏名	総収入	円	円	円	円
		電話	交通費・材料費等	円	円	円	円
		住所	働いた日数	日	日	日	日
		氏名	総収入	円	円	円	円
		電話	交通費・材料費等	円	円	円	円
		住所	働いた日数	日	日	日	日
		氏名	総収入	円	円	円	円
		電話	交通費・材料費等	円	円	円	円

2 恩給、年金、手当等の収入

有・無	受給者の氏名	恩給、年金、手当等の種類	受給額 (月額又は年額)
			円
			円
			円
			円

3 仕送り、間貸し等その他の収入

有・無	内容	金額 (月額又は年額)
		円

4 収入を得られない理由

(注) 収入のない方も必ず提出してください。
記入にあたっては、裏面の注意をよくお読みください。

次欄には記入しないでください。

認定額	円	認定理由
	円	
	円	

月 日までに
提出してください。

資産申告書

受理年月日 . .

(提出先)

平成 年 月 日

大阪市 区保健福祉センター所長
大阪市立更生相談所長

住所 大阪市 区 丁目 番 号
世帯主 氏名

次のとおり私の世帯の資産を申告します。

記

1 土地、家屋

区 分	保有の有無	延 面 積	所有者(名義)	所 在 地
土 地	居住用宅地	有・無	m ²	
	その他()	有・無	m ²	
家 屋	居住用家屋	有・無	m ²	
	貸 家	有・無	m ²	
	その他()	有・無	m ²	

2 現金、預貯金、有価証券等

現 金	有・無	円(年 月 日現在)			
預 貯 金 (銀行) (郵便局) 等	有・無	預貯金先	口座番号	口座名義	預貯金額
					円
					円
有 価 証 券	有・無	種 類	額 面	評価概算額	
			円	円	
生 命 保 険 簡 易 保 険 損 害 保 険 等	有・無	契 約 先	契 約 者	契 約 金	保 険 料
				円	円
				円	円
自 動 車 (自動二輪等含む)	有・無	取 得 年 月 日	所 有 者	車 種	年 式
		年 月 日			

3 その他の資産(貴金属、その他)

(参考) 各種借入金がありましたら記入してください。(金額、借入先、借入時期、返済状況等)

(注) 記入にあたっては、裏面の注意をよくお読みください。

月 日までに
提出してください。

受理年月日

・ ・

同意書

私の収入及び資産の状況について、保護の決定又は実施のために必要があるときは、貴職が、官公署に調査を囑託し、又は、私の雇用主、金融機関・保険会社に報告を求めることに同意します。また、貴職の調査委託又は報告要求に対し、官公署又は金融機関等が報告することについて、私が同意している旨を官公署又は金融機関に伝えても構いません。

平成 年 月 日

住所 大阪市 区 丁目 番 号

氏名

印

(提出先)

大阪市 区保健福祉センター所長
大阪市立更生相談所 所長

手順5 = 決定までの日々とその後の生活

生活保護申請を済ませると、「生活ケアセンター」に空きがあれば、生活ケアセンターで待機することになります。空きがなければ、野宿して待つこととなります。通常2週間以内に決定が出ます。最長でも30日間です。

実際にお金が出るのは何時かという、少し時間がかかります。区によってばらつきが出るようです。保護決定をしたらすぐ敷金・日割りの生活費を支給できるようにする区もあれば、保護決定して1週間くらい経たないとお金が出ない区もあるようです。

最初に出るお金は、敷金・申請した月の日割り家賃・日割りの生活費、そして申請した時期にもよるのですが、翌月の生活費・家賃です。

区によれば、保護決定からお金が出るまでの間、前貸ししてくれるようですが、前貸ししない区もあります。ですから、生活保護を受ける状態になっても、しばらくは苦しい生活が続くこととなります。保護決定の連絡があったら、不動産屋さんと相談して、担当の支援運営課（旧福祉事務所）に確認して貰った上で、借り入居させて貰う事も考えられます。支給日までの生活費の問題は残りますが、とりあえず畳の上での生活には移行できます。

アパート・マンションに入っても、布団や鍋釜がなければ不便です。布団代（19,200円以内）、家具什器費（25,000円）は出ます。ただし、最初の保護申請の時に、敷金の見積もりと一緒に見積もりを出しておかないと、入居には間に合いません。布団代・家具什器の見積もりも準備しておきましょう。

就労努力を続けよう 生活保護申請した区と入居するアパート・マンションがある区が違えば、改めて居住地の区役所で生活保護申請を行う必要があります。このことは、絶対に忘れないで下さい。保護申請を済ませたからといって、すべてが終わるわけではありません。新しい生活めざして求職活動は続けましょう。毎月「求職活動状況申告書」（次ページ参照）の提出が求められます。月に10日以上は、求職活動の報告が記入できる事が望ましい。1万円でも、収入を報告できることが、望ましい。収入を増やし、生活保護からの脱却をめざしましょう。その意欲が大切です。

受理年月日 . . .

求職活動状況申告書

平成 年 月 日
 丁目 番 号

(提出先)
 大阪市 区保健福祉センター所長

住所 大阪市 区

氏名 (印)

次のとおり私の求職活動状況を申告します。

(月分)

日	仕事を探したところ・方法	会社名	仕事の内容	会社との連絡方法	結果	日	仕事を探したところ・方法	会社名	仕事の内容	会社との連絡方法	結果
1				面接 電話		17				面接 電話	
2				面接 電話		18				面接 電話	
3				面接 電話		19				面接 電話	
4				面接 電話		20				面接 電話	
5				面接 電話		21				面接 電話	
6				面接 電話		22				面接 電話	
7				面接 電話		23				面接 電話	
8				面接 電話		24				面接 電話	
9				面接 電話		25				面接 電話	
10				面接 電話		26				面接 電話	
11				面接 電話		27				面接 電話	
12				面接 電話		28				面接 電話	
13				面接 電話		29				面接 電話	
14				面接 電話		30				面接 電話	
15				面接 電話		31				面接 電話	
16				面接 電話		仕事を探した日数				面接 電話	日

写真	フリガナ 名 前	
	せいねんがっぴ 生年月日	明・大・昭 年 月 日
	げんじゅうしょ 現住所	

せいかつほごしんせい 生活保護申請にあたっての基礎事項(きそじこう) (おもだ 思い出せる範囲(はんい)で記入(きにゅう)してください)

フリガナ 生まれた所	
フリガナ 本籍地	筆頭者()
フリガナ 住民票のあるところ	
せい か しょくぎょう 生家の職業	りょうしん なまえ ちち 母 しょくぎょう 職業 (両親の名前)父
がっこうかんけい 学校関係(1)	小学校 年卒 中学校 年卒 高校 年卒
がっこうかんけい 学校関係(2)	専門学校 年卒 大学 年卒
しょくぎょう 職業(1)	場所 会社名 職種 年から 年
しょくぎょう 職業(2)	場所 会社名 職種 年から 年
しょくぎょう 職業(3)	場所 会社名 職種 年から 年
ねんきんかんけい 年金関係	場所 会社名 職種 年から 年
けっこん 結婚について	結婚歴 結婚年 子ども 顛末 無い・有る 年(歳) 人(男 女) 死別・離別・離婚 年
にくしん おんしん 肉親との音信	無い・有る()
びょうき 病気について(1)	入院歴 病名・時期・病院名など
びょうき 病気について(1)	通院歴 病名・時期・病院名など
じ こ ろうさいかんけい 事故・労災関係	
保護(施設・居宅)歴	
こんきゅう 困窮にいたった理由	

せい か つ れ き し ょ く れ き せい り つ か
生活歴・職歴整理のために使ってください

1930年 昭和5年	
1935年 昭和10年	
1940年 昭和15年	
1945年 昭和20年	1945年8月終戦
1950年 昭和25年	
1955年 昭和30年	
1960年 昭和35年	1964(昭和39)年東京オリンピック
1965年 昭和40年	
1970年 昭和45年	大阪・万国博
1975年 昭和50年	
1980年 昭和55年	
1985年 昭和60年	1989(昭和64)年・平成元年
1990年 平成2年	
1995年 平成7年	1995年1月阪神淡路大震災
2000年 平成12年	
2003年 平成15年	